

藤沢市介護保険条例施行規則の一部改正について
藤沢市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年4月30日

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市規則第55号

藤沢市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

藤沢市介護保険条例施行規則（平成12年藤沢市規則第52号）の一部を次のように改正する。

第46条第1項中「次に掲げる事項を記載した」を削り、同項各号を削る。

第47条第2項中「次の各号に掲げる者」を「条例第6条第1項第1号から第3号まで」に、「納付義務者」を「第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。）」に改め、同項各号を削る。

第48条第1項中「次に掲げる事項を記載した」を削り、同項各号を削り、同条第2項中「次に掲げる事項を記載した」を削り、「被保険者証及び前条第2項各号に掲げる者のいずれかに該当することを証する書面」を「別に定める書類」に改め、同項各号を削る。

附則に次の2項を加える。

7 令和8年度に限り、令和7年度及び令和8年度の各年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税が課されていない被保険者であって、政令附則第25条並びに条例附則第14項及び第15項の規定により令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されているものとみなされること（令和7年度分の同法の規定による市町村民税が課されていないことを本市が保有する情報で確認することができる者に限る。以下「みなし課税者」という。）が、当該みなし課税者に政令附則第25条並びに条例附則第14項及び第15項の規定の適用がないものとした場合に決定されるべ

き令和8年度分の保険料に係る保険料段階（次項において「政令附則第25条等非適用保険料段階」という。）よりも保険料率の高い保険料段階となる者は、条例第13条第2項に規定する規則で定める納付義務者とする。

- 8 前項の規定により令和8年度に限り条例第13条第2項に規定する規則で定める納付義務者とする者に係る保険料の減額は、第47条第3項の規定にかかわらず、みなし課税者の令和8年度分の保険料の額から、政令附則第25条等非適用保険料段階の保険料率により算定した保険料の額を差し引いた額を減額する。

附 則

この規則は、令和8年5月1日から施行する。